

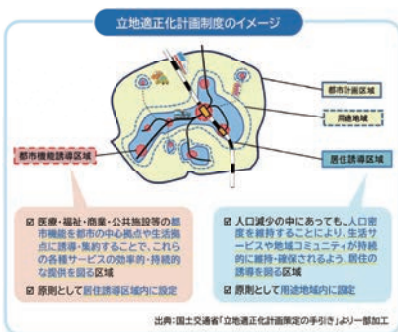
令和7年8月1日(金)から 「芝山町立地適正化計画」の公表に伴う 届出制度が始まります！

1. なぜ届出制度を導入するの？

人口減少・少子高齢化が進む中で、無秩序な市街地拡大の抑制と都市機能の集約、いわゆるコンパクトシティによる“持続可能な都市づくり”が求められています。

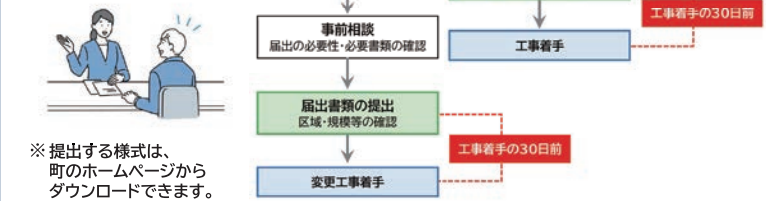
芝山町においても、成田空港の更なる機能強化に伴う波及効果を見据えながら、住民が安心して暮らし続けることのできる都市づくりに向けて『芝山町立地適正化計画』を策定し、令和7年4月より計画内容の周知を開始しました。

計画の公表日である令和7年8月1日以降、町が定めた誘導区域以外で一定規模以上の行為等を行う場合また誘導区域内で誘導施設の休止等を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき町へ届出が必要になります。

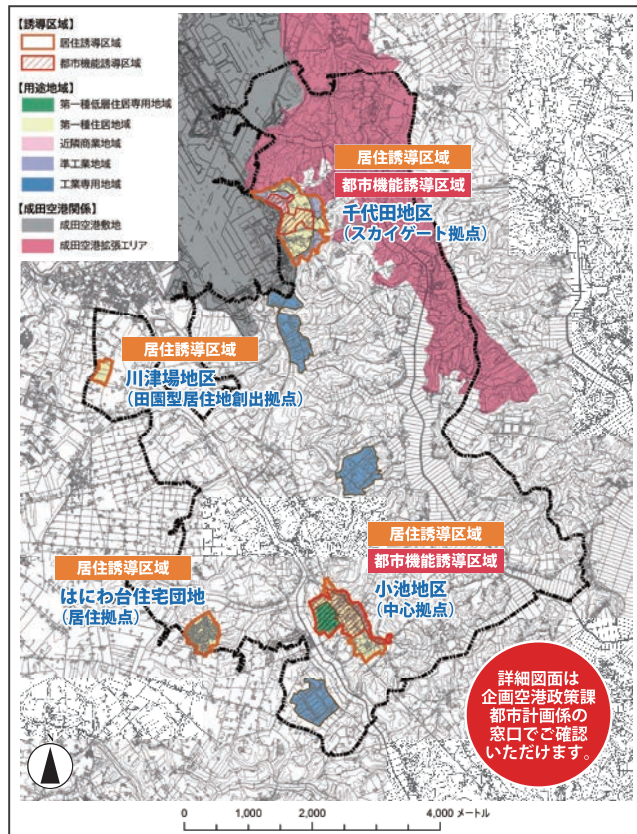


2. 届出制度の流れ

右欄に示す届出対象行為に着手する30日前までに、「届出様式及び添付書類」2部を、担当窓口まで提出してください。



3. 芝山町の誘導区域の指定状況



4. 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外 で下記の行為を行う場合

開発行為	建築等行為
① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為を行う場合	① 誘導施設を有する建築物を新築する場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



都市機能誘導区域内 で下記の行為を行う場合



誘導施設

●のついている施設が各都市機能誘導区域の誘導施設です

	誘導施設 ※下段は施設の定義	小池地区	千代田地区
行政	町役場 ・地方自治法第4条第1項に規定する事務所 行政窓口 ・地方自治法第155条第1項に規定する出張所	●	●
福祉	地域包括支援センター ・介護保険法第115条の4第1項に規定する施設と同等の機能を有する施設	●	●
医療	病院 ・医療法第1条の5第1項に規定する病院 診療所 ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所(歯科を除く)	●	●
子育て	幼稚園 ・学校教育法第1条、第7条に規定する幼稚園 保育所 ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 認定こども園 ・教育法第2条の2に規定する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 子育て支援センター ・児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を実施する施設と同等の機能を有する施設	●	●
教育	小学校 ・学校教育法第17条に規定する小学校 店舗面積1,000㎡未満の小売店舗 ・食品衛生法に規定する許可施設 店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店舗 ・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗	●	●
金融	銀行 ・銀行法第2条第1項に規定する銀行 信用金庫 ・信用金庫法第2条に規定する信用金庫 郵便局 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局	●	●
文化	文化センター ・芝山文化センターの設置及び管理に関する条例に規定する文化センター 公民館 ・芝山町立公民館の設置及び管理に関する条例に規定する公民館 図書館・図書コーナー ・図書館法第2条に規定する図書館及び社会教育法第20条に規定する公民館その他一般市民が利用できる図書室を有する施設	●	●

居住誘導区域外 で下記の行為を行う場合

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
①の例 届出必要 3戸の開発行為 ②の例 届出必要 1,200㎡ 1戸の開発行為 届出不要 900㎡ 2戸の開発行為	①②の例 届出必要 3戸の建築行為 届出不要 1戸の建築行為

詳細は「芝山町立地適正化計画に係る 届出制度の手引き」パンフレットをご確認下さい！



公共交通の拡充を目指して
町の公共交通は、芝山千代田駅を始発とした「芝山鉄道」の他、芝山はにわ道を走る「空港シャトルバス」

ルバス(空港連絡バス)」と「横芝光号成田便」に加え、コロナ禍で休止をしていた高速バスも「成田シャトル新木場線」として一部復活しました。

地域の声をまちづくりに反映し公共交通と道路整備



芝山はにわ道を町の縦軸とした、本町と空港、都心方面へのアクセスは合計すると1日58便のバスが行き来しております。また、芝山千代田駅とJR松尾駅をつなぐ「芝山ふれあいバス(町コミュニティバス)」は高校生の通学の足として利用されており、町内全域を補完する支線的な交通を担う「芝山あいあいタクシー」があります。今年度から国際医療福祉大学成田病院への運行をスタートさせるなど町民の皆さんからの様々な要望を段階的に実現させていきたいと思っています。「更に公共交通の足を延ばして欲しい」という、町の西側や東側に住む方々からの要望も私の耳に入っておりますし、直接私に要望された皆さんの声もしっかりと頭の中に入れてあります。

公共交通の利便性向上に向けては、議員時代から取り組んでいたライフワークの一つです。で、引き続き財政状況を鑑みながら関係機関と具現化に向けて

努力をしていきます。

町の基盤となる道路整備
本町には国道296号、芝山はにわ道といった広域幹線道路(国道・県道)、その他既存の県道が何本か整備されております。

成田空港の更なる機能強化や新しい成田空港構想など、将来の空港需要拡大に伴い安全対策や交通渋滞の緩和、まちづくりの観点などから国道・県道の拡幅の整備を昨年、正副議長と共に、千葉県へ要望に行っていました。

空港の西側、東側、南側からの車両の増加を見込み、本町を通過して空港へ向かう広域幹線道路の重要性を説明して参りました。

まずは町としてしっかりと道路網の計画を立てて整備方針を決める事が重要であり、道路整備はまちづくりと町の発展には欠かす事のできない事業であります。成田空港の機能強化に伴う効果を最大限に活用し、一体的に進めて参ります。

また、併せて町道の整備も計画的に行っていきたいと考えております。